

令和7年度「人と環境にやさしいバス普及事業」実施要領

公益社団法人 日本バス協会

（事業目的）

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるもののほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、バス輸送の改善推進に関する活性化事業「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施するため必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とする。

（助成対象車両及び助成額）

第2条 この助成の対象車両及び1両当たりの助成額は、次のとおりとする。

（環境にやさしいバス・安全なバス）	助成額
①ハイブリッドバス	300千円を限度
②CNGバス	300千円を限度
③CNGバス（改造）	100千円を限度
④燃料電池バス・電気バス	300千円を限度
⑤電気バス（改造）	100千円を限度
⑥衝突被害軽減ブレーキ装備車	100千円を限度
⑦衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）	100千円を限度
（人にやさしいバス）	助成額
⑧ノンステップバス	300千円を限度
⑨リフト・エレベーター付バス	500千円を限度
⑩低床スロープ付バス	100千円を限度

2 1都道府県1事業者当たりの助成額は、「環境にやさしいバス・安全なバス」及び「人にやさしいバス」を合わせて、3,000千円を限度とする。

また、1両当たりの助成額は、申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することとする。

3 この助成は、同一車両につき、第1項①～⑩のいずれか一つの助成とする。

また、①及び⑧～⑩の車両については、平成27年度燃費基準達成車に限る。

4 この助成は、同一車両につき、国又は地方公共団体からいかなる目的の補助を受ける場合であっても助成対象とする。

5 助成対象車両は、乗車定員11人以上の乗合バス、貸切バス等で購入及びリースにより導入する新車とするが、CNGバス（改造）、電気バス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）に係る助成はこの限りではない。

また、地方バス協会会員として所属する都道府県内に車両登録（予定を含む。以下、同じ。）をしている車両とし、車両登録期間（CNGバス（改造）、電気バス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）にあっては、改造又は装置取り付け完了期間）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6 「人にやさしいバス」のうち、低床スロープ付バスについては、積雪地域等使用する道路の状況等から勘案して、ノンステップバスの運行に支障がある場合であって、会員事業者から「導入理由書」（参考1）を地方バス協会へ提出し、地方バス協会において認められることを必須条件とする。

なお、「導入理由書」については、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境

にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書を提出する際に添付するものとする。

- 7 この事業（新車助成）の助成を受ける会員事業者は、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」（中古車助成）の助成は受けられない。

（交付申請）

第3条 会員事業者は、この助成の申請をする場合は、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を令和7年11月28日（消印有効）までに、会員事業者が所属する地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

なお、複数の地方バス協会に所属している会員事業者は、車両登録をしている都道府県に属する地方バス協会を経由して交付申請書を提出するものとする。

- 2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは所要の審査を行い、様式2（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出するものとする。

（交付決定）

第4条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式3（購入用及びリース用）により地方バス協会を経由して通知する。

この場合において、日本バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 地方バス協会へは、別途様式4（購入用及びリース用共通）により通知する。

（申請の取下げ）

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は速やかに、地方バス協会を経由して、様式5（購入用又はリース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

（助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出）

第6条 会員事業者は、対象車両の導入完了（CNGバス（改造）、電気バス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）にあっては、改造又は装置取り付け完了）後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式6（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

- 2 地方バス協会は、交付請求書を受理したときは、所要の審査を行い、様式7（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出しなければならない。

（助成金交付）

第7条 日本バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、購入及びリースの場合ともに、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

なお、リースの場合は、地方バス協会を経由して、会員事業者がリース契約をしたリース会社の銀行口座等への振込みをもって会員事業者への交付とみなす。

ただし、この取扱いが困難な場合は、会員事業者及びリース会社間で協議・調整した後、交付請求書に基づき、地方バス協会を経由して会員事業者に直接交付する方法もやむを得ないものとする。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

(1) 偽り其他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。

(4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を経由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となった当該車両については、初度登録の日から起算して5年を経過するまでは、日本バス協会の承認を受けないで、当該車両を助成金の交付の目的に反する使用、他の都道府県への車両登録変更、譲渡、交換、廃車又は貸付若しくは担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 会員事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式8(購入用)又は(リース用)の財産処分承認申請書(以下「財産処分申請書」という。)を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、日本バス協会は、「財産処分申請書」の申請内容によっては、会員事業者に対し助成金の返還を求めるものとする。

3 地方バス協会は、財産処分申請書を受理したときは、申請内容を確認し、速やかに様式9(購入用及びリース用共通)により日本バス協会に提出するものとする。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、2部とする。(1部は地方バス協会が保管する。)

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附則(令和7年6月27日)

この要領は、令和7年4月1日から適用する。